

轉ヲ休止スルニ至リシヲ以テ局員出張ノ上支給率ノ内
容ヲ説明シ就業ヲ勸告スル所アリテ午後五時頃ニ至
リ漸ク平常ニ復シタリ

一、社員ト現業員トヲ問ハス給テ規定ノ退職
手当ヲ標準トシ之ニ相当スル金額ヲ以テ本手当
金ト定ム

但從業員ニシテ三年未満ノ者ニハ率下ニ依リ支給ス
給料月額百円ニ對シ

滿三年ノ者 二百円(現在ノ規定通り)

滿二年ノ者 百五十円

滿一年ノ者 百円

右年月ニ端數アルトキ八月割ニ依ル

②右ノ外現業員ニ在リテハ從來會社ニ勤務シタ
ル在職年數ヲ其儘市ニ於テ繼承シ從來ト同
様ノ特権ヲ承認セラレ三月三十一日市告示第五
二号ヲ以テ發布セラレタル通りナリ

③本社所屬員ハ前記ノ如キ因心典ニ浴スルコトヲ得サ
ルニ付之ニ對シ會社ハ退職手当内規ノ約六割ヲ
加給シタリ

④前記ノ分配額左ノ通りノ計算トナル

- 運輸現業員 五万八千四百八十四円
- 車庫軌道架線等現業員 二万六千三百八十六円
- 本社所屬員 四万七千三百五十七円
- 本社所屬員ニ對シテハ在職年數ヲ引継カレサルニ付